

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月28日
【会社名】	株式会社魚喜
【英訳名】	UOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 有吉 喜文
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県藤沢市湘南台二丁目10番地5
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 有吉喜文は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（平成19年2月15日 企業会計審議会）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有していることから、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日である平成22年2月28日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価において、全社的な内部統制、及び決算・財務報告プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当連結会計年度の連結売上高（親子間取引相殺消去前）を指標に、その95%を超えるまでの会社を原則として評価範囲とし、質的影響の重要性を加味いたしました。その結果、当社を評価の範囲としておりません。

全社的な内部統制については、基準に示された「財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価項目の例」を参考に、財務報告の信頼性を確保するために有効な環境やルールが整備され適切に運用されているか否かを確認し、期中において評価し、さらに改善を図った上で、期末に再評価を行い、有効であると判断いたしました。

業務プロセスについては、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、当社の当事業年度の売上高を指標に、その概ね2/3に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点といたしました。その結果、1事業拠点を選定しております。当該事業拠点においては、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、仕入高及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く見積りや予測を伴う重要な勘定科目に至る業務プロセスを、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

評価に当たっては、まず、評価の対象とした業務プロセスの全体を適切に理解して分析し、不正や誤りにより虚偽記載が発生するリスクを洗い出した上で、リスクを低減する内部統制を識別し、そのうち特に重要な内部統制を「統制上の要点」として識別いたしました。次に、期中において、上記統制上の要点について、関連文書の閲覧、関係者への質問、業務の観察、記録の検証等を通じて、整備及び運用状況を評価し、有効でないと判断した要点については是正を図り、是正後に再評価を行い、有効であることを確認いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。